# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害児福祉手当,特別障害者手当等の支給に関する事 務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

#### 特記事項

・本事務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。

・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

### 評価実施機関名

鹿児島県知事

### 公表日

令和6年8月27日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障害児福祉手当, 特別障害者手当等の支給に関する事務					
②事務の概要	【概要】 精神又は身体に著しく重度の障害を有する在宅の重度障害者(20歳以上)に対して、著しく重度の障害によって生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、特別障害者手当を支給する。20歳未満の者に対しては、障害児福祉手当を支給する。 【具体的な内容】 ・特別障害者手当等の認定 ・特別障害者手当等の支給 ・特別障害者手当等の所得状況届の内容確認、審査					
③システムの名称	受給者台帳、中間サーバー、統合宛名管理システム					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

特別障害者手当等受給者台帳

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法9条1項 別表67の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する)</li><li>(要施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第2条 表 ・特定個人情報の照会 92の項, 93の項, 119の項 ・特定個人情報の提供 29の項, 42の項, 80項, 125の項, 146の項, 158の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

鹿児島地域振興局, 北薩地域振興局, 姶良·伊佐地域振興局, 大隅地域振興局, 熊毛支庁, 大島支庁, 大島支庁瀬戸内事務所, 大島支庁喜界事務所, 大島支庁徳之島事務所, 大島支庁沖永良部事務所

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

保健福祉部障害福祉課 連絡先 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号:099-286-2744

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		16年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 も機関に		重点項目記	平価書又は全項	3) 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書	貮
2. 特定個人情報の入手(	生 未记 十旦 /H	ナナットローカシュフェ	ことなるに	たユモ太岭/	· \		
2. 特定個人情報の人士(1	月牧症状	モネットソークン人で	「ムで通し	バスナで除く	<選択肢>		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		へらいない 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_	
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[ 0 ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。)	[ O ]提供・移転しない	L)
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	読しない(入手)	[ ]接続しない(提供	供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] <b>5</b> 1	<b>卜</b> 部監査	
9. 従業者に対する教育・唇	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい	る	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法9条1項 別表第一47の項	番号法9条1項 別表第一47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第38条	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	番号法第19条 別表第二67の項,85の項	番号法第19条 別表第二 ・特定個人情報の照会 67の項, 68の項, 85の項 項 ・特定個人情報の提供 19の項, 26の項, 56項の2, 87の項, 110の項, 120の項	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	保健福祉部障害福祉課	くらし保健福祉部障害福祉課	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断 1.対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月24日	<sup>令和1年6月24日</sup> II しきい値判断 2. 取扱者数 平成30年4月1日		平成31年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	I 関連情報 くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 で・利用停止請求 に・利用停止請求 に・利用停止請求 にお番号:099-286-2746		くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1 号 電話番号:099-286-2744	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和2年5月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1 号 電話番号:099-286-2746	くらし保健福祉部障害福祉課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1 号 電話番号:099-286-2744	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和2年5月25日	- T しきい値判断 V は21年4日1日		令和2年4月1日	 事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
令和2年5月25日	1. 対象人数 II しきい値判断 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	エトキハ値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽   微な修正)
令和4年6月2日	ILさい値判断項目 時点計数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽 微な修正)
令和5年6月14日	11 支1/值判帐值日		令和5年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	エーキ17値判除項目		令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽 微な修正)
令和6年8月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条1項 別表第一47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第38条	番号法9条1項 別表67の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	番号法第19余 別表第一 情報提供ネットワークシステ・特定個人情報の照会 67の項, 68の項, 85の ムによる情報連携 法令上の根拠・・特定個人情報の提供 19の項, 26の項, 56項		番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第 2条 表 ・特定個人情報の照会 92の項, 93の項, 119 の項 ・特定個人情報の提供 29の項, 42の項, 80 項, 125の項, 146の項, 158の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽 微な修正)